

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合

310-0853
水戸市平須町1-93

Tel 029-305-3075
Fax 029-305-3317
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

茨高教組定期大会報告 (5/28)

5月28日(日)に、県青少年会館において第94回茨高教組定期大会が開催されました。以下は、今回の大会で議論された内容です。

(1) 勤務時間把握ソフト「きんむくん」

6月から導入されたきんむくんについて、参加した代議員から多くの発言がありました。「きんむくん」導入の目的が管理職から明確に伝えられていない。「きんむくん」導入から運用まで時間がなく、試行期間をもっととって良いのではないか？管理だけが強化され、超過勤務の解消に本当に繋がるのか？今まで毎年6月10月と超過勤務の調査をしてきたが、それと何が違うのか？今まで調査をしてきたが、何ら改善されてはおら

ず今回も方法が変わっても何も変わらないのではないのか？といった導入に疑問を持つ意見がたくさん出されました。

他にも、24時間電源を入れっぱなしにしておかないといけないのか？PCの電源がおちたらどうなるのか？

職員数が多く1台で対応しきれぬのか？間違えて入力してしまったらどうするのか？など、「きんむくん」のシステム自体の疑問点など、導入にあたっての率直な質問なども出されました。

一方で、今まで管理職が職員の勤務時間をきちんと把握していなかったのが長時間労働に繋がっており、年間を通して勤務時間を記録することが必要だというような意見も出されました。

さらに、部活動顧問の問題

に絡めた発言もありました。超過勤務解消といっても、部活動の顧問をしていて、目の前に生徒がいれば、時間だからと言って帰ってしまうことはできない。その問題を解決しない限り、超過勤務をなくすことは難しいといった、切実な声もありました。

今回のきんむくんの導入は、3月18日に文科省より出された通達を受けてのものです。文科省通達では、労働安全衛生法の改正により、教育委員会や管理職の勤務時間管理の責務が明確にされています。

通達では自己申告方式では



なく、ICTの活用やタイムカードなどで、勤務時間を客観的に把握し、集計できるシステムを直ちに構築するようにとあります。

また、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインをふまえて取り組みを進めるようとしています。

勤務時間管理と合わせて、超過勤務の実態を把握し、改善につなげていくことを目的としています。

超過勤務に関しては、振り替えをして超過した分の時間を休めるような取り組みが必要です。

いずれにしても、「きんむくん」には多くの改善すべき点が含まれていることから、組合としては早急に県教委と交渉を持つ予定です。

(2) 修学旅行引率時の個人持ち出し

修学旅行は学校行事で、仕事として引率しているにもかかわらず、自腹を切るのとはおかしいのではないかという発言がありました。

職務として行っている修学旅行で、個人負担をせざるを得ない状況は、見過ごせない問題です。修学旅行に係る教職員の個人負担については県の規定も含めて改善の必要が

あると考えています。情報をお寄せください。

(3) 年休等の権利

特別休暇など権利面が一目でわかるようなものや、以前のニュースに掲載した、半日や時間休を取る際の年休簿の書き方のサンプルがほしい、といった要望も出されました。

組合としては、今年も権利パンフレットを作成して配布する予定です。

(4) 専門部から

実習教員部からは、学校での仕事で実習教員の負担が大きく、実態を把握し分担を明確にする必要があるという意見が出されました。

臨時教職員部からは、非常勤講師のテスト採点に賃金が支給されていない問題について問題提起がありました。

障害児学校部からは、学習会を定期的に開催し教育実践を創る、といった発言がありました。

(5) 分会の活動から

多忙化解消に向けた要求書を作り、管理職と懇談をしている取り組みや、職場アンケートを実施して改善を図っている取り組みなどが報告されました。

教員採用59歳へ引き上げ

茨城県教育委員会は、今年夏に実施予定の2020年教員採用試験から、採用時点の年齢上限をこれまでの44歳から59歳に引き上げることを発表しました。新聞報道では、茨城県教育委員会が59歳に引き上げた理由を「多様な人財を確保するため」としています。

組合は、埼玉県が10年以上前から年齢上限を59歳にしていたことを踏まえて、年齢上限を59歳にするよう要求してきました。しかし、組合の要求はなかなか実現しませんでした。

今年になって何故実現したのかを考えてみると、最近の傾向として教員志望者が減って、採用試験の倍率が下がっていることが大きな理由ではないかということです。事実、県教育委員会はいろいろと取り組みをして、採用試験受験者を増やそうとしてきました。

当然のことながら、講師として働いている先生方は、正規と同じような仕事をして、教員としての経験も積んでいるのですから、年齢を理由に採用試験の対象にしない方がおかしい話です。44歳という上限は、優秀で経験豊かな教員を採用する足か

せになってしまっていたということです。

上限規制がなくなったのですから、講師の先生方は積極的に採用試験を受験すべきです。しかし、そのためには採用試験の勉強の時間をいかに確保するかが問題です。

同じ学校に長く勤めている講師の先生方は、経験豊かであることから頼りにされている仕事が多くなっています。個人では断り切れないという場合も多いのではないのでしょうか。

職場での組織的な援助を

採用試験は7月ですから、それまでの期間は仕事の分担をして講師の先生方が採用試験に集中できるようにすべきです。

採用試験に合格するためには、定時退勤ができる職場環境を作っていく必要がありますが、管理職のリーダーシップと同僚の教職員の合意、支援が欠かせません。

上限規制をなくしても、採用試験受験者を増やしたいというのが流れです。講師の先生方は定時退勤をして、積極的に積極的に採用試験に挑戦して、正規教員をめざすべきです。

知っていますか？昼休みは「休憩時間」

昼休みは何故45分？

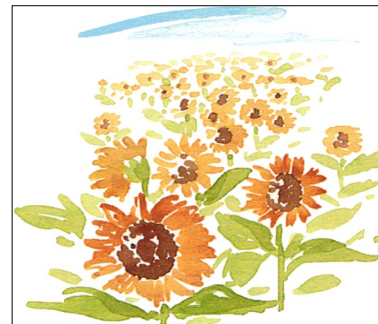
学校の昼休みは、全国どこでも45分ですが、これは何故かということから今日の話は始まります。

当然のことながら、昼休みは生徒に取っては昼食の時間であり、休憩の時間であり、友情や恋愛感情を育むかけがいのない時間でもあります。

当然のことながら、45分を規定しているのは労働者である教職員の働き方を規定している労働基準法です。

労働基準法は、「1日の労働時間が6時間を超える場合は最低45分、8時間を超える場合は最低60分の休憩時間を、労働時間の途中で与えなくてはいけない」と定めています。

つまり、生徒にとっての昼休みは、教職員にとっては休憩時間だということです。休憩時間



の原則は、時間の規定も含めて「一斉に与えること」と「労働者の自由にて利用させること」が3原則です。

「自由利用」が原則になっているのは、休憩時間が賃金の対象になっていないためであることをきちんと理解する必要があります。

午後年休を取る場合は？

午前中の授業が終わって、午後年休を取る場合は、当然のことながら休憩時間である昼休みの時間から学校を出て構いません。休憩時間は、自由利用が原則ですから、年休時間に入れる必要はありません。午後半日年休を取る場合、昼休みが終わるのを待って、学校を出るといった必要は全くありません。

特別支援学校の場合は？

特別支援学校では、昼休みが生徒の給食指導などで勤務が入るために、生徒が下校後の3時15分から4時までの45分を休憩時間にしていく学校が増えています。

当然のことながら、4時から年休を取る場合、休憩時間が始まる3時15分に学校を出ることは全く問題はありません。

「3時15分に学校を出ることは問題だ」と言う管理職は労働基準法に反する指示をするコンプライアンス違反者です。また、そのような職場の実態を放置することもコンプライアンス違反です。

本来は管理職の職務

勤務時間や年休の取り方などについては、本来は管理職が新採者をはじめ職場の教職員に丁寧に説明する必要があり、管理職（特に教頭）の職務です。

第2回高教組分会・専門部交流会

とき 7月20日(土)10:00～
場所 総合福祉会館
(水戸市)
内容 4～7月の職場の問題を話し合ひましよう。

茨城労連の夏の組織拡大交流集会

とき 7月27日(土)13:30～
場所 ワークヒル土浦
内容 「36協定で職場づくり、仲間作り」
講師 黒澤幸一
(全労連事務局次長)

*今年茨城県の事務職、現業職員等に導入された36協定について、じっくり学ぶ機会です。